

消費者安全調査委員会の動き 第32号

(平成27年12月18日)

今回の内容：会議情報

会議情報

最近の、消費者安全調査委員会での議論についてお知らせします。

第39回消費者安全調査委員会（平成27年12月18日）

- 子供による医薬品誤飲事故
調査結果の取りまとめを審議しました。

子供が医薬品を誤飲する事故は、毎年、多く発生し、増加傾向にあります。子供が手にとらないよう、適切に医薬品を管理することは重要ですが、注意だけでは誤飲を防ぐことができない場合があります。そのため、包装容器による対策も行い、子供が医薬品を手にしても、子供には開けにくいものに改良することが必要です。

調査により、①子供には開封しにくく、高齢者など医薬品を飲むべき方には使用困難ではないチャイルドレジスタンスの包装容器が実現できる可能性があると考えられること、②チャイルドレジスタンスの判定を、機械による簡単な測定で行うことできる可能性があることが分かりました。

調査の結果を踏まえて、事故が減るよう、厚生労働省にチャイルドレジスタンス包装容器の標準化を始めとする導入策を検討すること等を求めることとしました。

調査に使用した医薬品の包装容器



報告書は、消費者安全調査委員会のホームページでご覧いただけます。
<http://www.caa.go.jp/csic/action/index5.html>

- 一般の方からいただいた「申出」事案
平成27年11月末までに186件の申出があり、そのうち、前回までの会議で、6件を選定し、143件を不選定としています。残りの案件（37件）については、引き続き、臨時委員、専門委員等の知見も活用しながら、事務局で丁寧に情報収集を行った上で調査委員会において判断していくこととなります。なお、今回は、調査を行わないとの結論に達した事案は、ありません。

部会の動き

- 工学等事故調査部会（12月上旬に開催）
 - ・家庭用コージェネレーションシステム：本件は、先月11月から調査を始めています。調査計画等について、事務局や担当専門委員から説明がありました。
 - ・ハンドル形電動車椅子事故：報告書の取りまとめの方向性について、担当専門委員から説明があり、審議しました。

住宅リフォーム時の化学物質によるシックハウス症候群にならないために！！

住宅リフォームをしたことで、目がチカチカする、鼻水が出る、のどが乾燥するなどの症状や、めまいや吐き気、嘔吐、頭痛、じんましん、湿疹などの全身症状が出る場合があります。住宅建材や接着剤、塗料などに含まれる揮発性の化学物質などによる室内の空気汚染と、それによる健康影響は、「シックハウス症候群」と呼ばれています。

※「シックハウス症候群」は医学的に確立した疾患ではなく、居住に由来する様々な健康障害の総称を意味する用語です。



アドバイス

☆住宅の内装リフォームを施工業者等に依頼する場合

- ・リフォームを行う前には、設計者や施工業者と納得のいくまで打ち合わせ、建築基準法に基づくシックハウス対策を施した材料や接着剤について希望を伝えることが大切です。
- ・室内での塗装作業や接着作業を極力減少させるために、できるだけ作業場で完成した材料を使用してもらいましょう。

☆ご自身で壁紙の張り替えなどの内装リフォームを行う際には

- ・壁紙等のホルムアルデヒド発散量の等級を確認し、発散量が少ないものを選択するように心がけましょう。



ホルムアルデヒド発散量の等級とは

建築材料から発散されるホルムアルデヒド量は、原則として「F☆☆☆☆」、「F☆☆☆」、「F☆☆」で表示され、「☆」の数が多いほど発散量が少ないものになります。

《ご注意》

化学物質が人に与える影響には個人差があるとされており、発散量が少なくても、シックハウス症候群にならないというわけではありません。

★部屋の換気を十分に

- ・内装リフォーム後は十分な換気と通風を行いましょ。
- ・特に夏場にリフォームを行う場合には温度により化学物質の発散量が多くなるため、施工途中でもくりかえし換気しましょ。
- ・現代の住宅は気密性が高く室内の空気環境が悪化しがちですので、入居後も定期的な換気、通風を心がけましょ。

(注) この参考情報は申出事案に関連した一般的な情報であり、申出内容に対する調査結果や回答ではありません。
参考 http://www.caa.go.jp/safety/pdf/141128kouhyou_1.pdf